

平成30年度

湯梨浜町歳入歳出決算審査意見書

湯梨浜町監査委員

## 目 次

第1	審査の概要	.....	1
第2	平成30年度決算の概要		
1	決算の総括	.....	3
2	各会計の決算状況	.....	13
3	財産の状況	.....	27
第3	審査意見		
1	専門職の職員の確保について	.....	29
2	生涯活躍のまち計画の進捗状況の検証	.....	30
第4	おわりに	.....	42

令和元年 8 月 28 日

湯梨浜町長 宮脇 正道 様

湯梨浜町代表監査委員 磯江 俊二

湯梨浜町監査委員 光井 哲治

## 平成 30 年度湯梨浜町歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 30 年度湯梨浜町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 30 年度湯梨浜町国民宿舎事業特別会計決算書及び平成 30 年度湯梨浜町水道事業会計決算書並びに関係諸帳簿証書類を審査したので、次のとおり意見を付する。

### 第 1 審査の概要

#### I 審査の対象

##### 《一般会計・特別会計》

- (1) 平成 30 年度湯梨浜町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 30 年度湯梨浜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 30 年度湯梨浜町高齢者及び障がい者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 30 年度湯梨浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 30 年度湯梨浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 30 年度湯梨浜町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成 30 年度湯梨浜町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成 30 年度湯梨浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成 30 年度湯梨浜町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成 30 年度湯梨浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成 30 年度湯梨浜町長瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成 30 年度湯梨浜町橋津財産区特別会計歳入歳出決算

- (13) 平成30年度湯梨浜町宇野財産区特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成30年度湯梨浜町舎人財産区特別会計歳入歳出決算
- (15) 平成30年度湯梨浜町東郷財産区特別会計歳入歳出決算
- (16) 平成30年度湯梨浜町花見財産区特別会計歳入歳出決算

#### 《公営企業会計》

- (1) 平成30年度湯梨浜町国民宿舎事業特別会計決算
- (2) 平成30年度湯梨浜町水道事業会計決算

## 2 審査の期間

令和元年7月2日から令和元年7月30日までの間

## 3 審査の手続き

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めたその他の審査手続きを実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、妥当なものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、概ね適正に行われているものと認められた。なお、個別事項に関する意見は、別途記載のとおりである。

## 第2 平成30年度決算の概要

### 1 決算の総括

#### (1) 決算規模

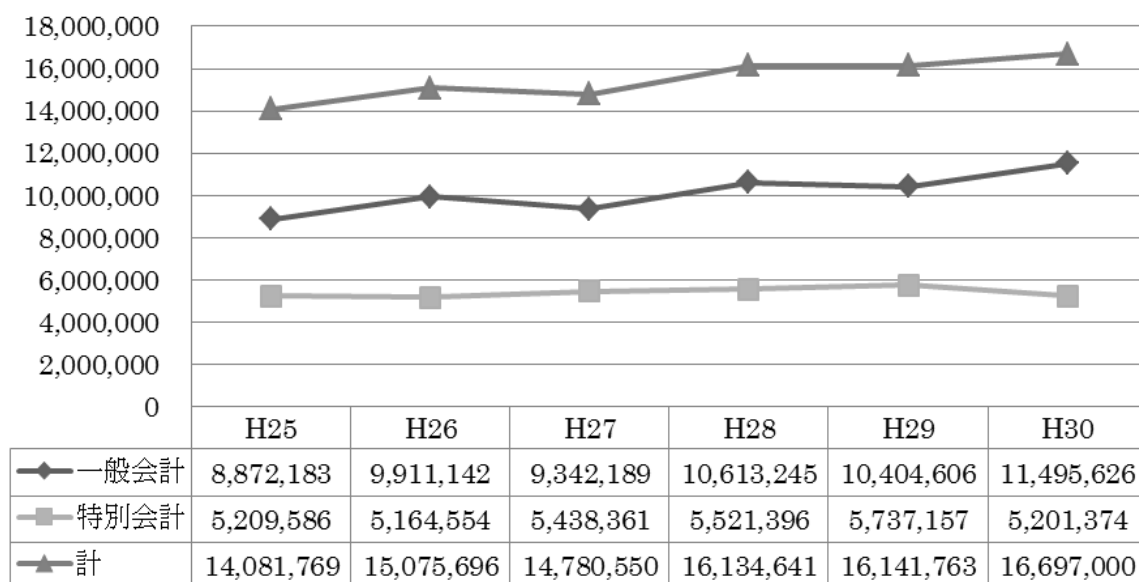
一般会計及び特別会計（公営企業会計を除き、財産区会計を含む。以下同じ。）の決算額は、次のとおりである。

（単位：千円）

会計区分	平成30年度決算額		
	歳入決算額	歳出決算額	差引残額 (形式収支)
一般会計	11,758,628	11,495,626	263,002
特別会計	5,346,922	5,201,374	145,548
合計 A	17,105,550	16,697,000	408,550
前年度決算 B	16,676,866	16,141,763	535,103
年度増減(A-B)	428,684	555,237	△126,553
同増減率	2.6%	3.44%	△23.7%

【参考】

歳出決算額の推移 (単位：千円)



決算規模は、歳入は429百万円の増、歳出は555百万円の増となった。

一般会計では、歳入面で普通交付税の合併特例分の縮減等があったものの、新中学校・学校給食センター建設に伴う財政調整基金取崩額の増並びに公債費の大幅増により増額となった。歳出面においても新中学校・学校給食センター建設に伴う教育費の大幅増となった結果、形式収支は2億6千万円余りの黒字となった。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計は被保険者数は減となったが保険給付費は1人当たり医療費の増額が影響したため増となり、また介護保険特別会計では介護認定者が引き続き増加傾向にある。これらの会計については、今後被保険者の高齢化に伴う給付費の増額が危惧されるところである。

## (2) 決算収支

・平成30年度における歳入歳出差引残高（形式収支）は408,550千円、実質収支（形式収支額から翌年度へ繰り越して執行する財源を差し引いた額）は326,322千円。いずれも前年度に比べて減となった。

・基金については、当年度中に158百万円の積立てがあったものの、新中学校・学校給食センター建設に伴う財政調整基金の大幅取崩しがあったことから3億円余りの減となり、当年度末残高は6,358百万円。このうち財政調整積立基金は、280百万円減の2,581百万円、減債基金はほぼ横這いの1,148百万円となった。

(単位：千円)

区 分	歳入歳出 差引残高 (形式収支)	翌年度へ繰 り越すべき 財源	実質収支 A	基金積立金 B	基金取崩 C	実質 単年度収支 A+B-C
一般会計	263,002	57,676	205,326	158,476	438,520	△74,718
特別会計	145,548	24,552	120,996	364	29,303	92,057
合 計	408,550	82,228	326,322	158,840	467,823	17,339
前 年 度	535,103	167,211	367,892	299,950	214,162	453,680
差引増減	△126,553	△84,983	△41,570	△141,110	253,661	△436,341

形式収支…歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。

実質収支…歳入決算総額のうち、未完成のため翌年度に繰り越された工事代金など何らかの事情で翌年度に繰り越された額を除いた額から歳出決算総額を差し引いた額。

・起債については、2,213百万円（元金ベース）の償還を行ったが、新たに2,571百万円の新規発行があったため、当年度末残高は18,389百万円に増加した。

## (3) 予算執行の状況

・平成30年度の予算執行状況は、一般会計・特別会計の歳入歳出予算総額17,942,865千円に対し、歳入決算額17,105,550千円（収入率95.3%）、歳出決算額16,697,000千円（執行率93.1%）。

・予算総額に対する歳出不用額は、426,622千円。前年度と比べると3千万円余の減となった。

・収入未済額は、107,373千円。前年度と比べると2千5百万円余の減となったが、その過半は町税等税金の不納欠損処理によるものであり、引き続き解消に努めてもらいたい。

《不用額の状況》

(単位：千円)

	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
一般会計	12,445,327	11,495,626	687,668	262,033
特別会計	5,497,538	5,201,374	131,575	164,589
合計	17,942,865	16,697,000	819,243	426,622

《収入未済額の状況》

(単位：円)

	項目	区分	平成29年度		平成30年度			比較	
			収入未済額 (不納欠損後)①	滞納者数 (不納欠損後)②	不納欠損額 ③	収入未済額 (不納欠損後)④	滞納者数 (不納欠損後)⑤	収入未済額 (④-①)	滞納者数 (⑤-②)
一般会計	町民税 (個人)	現年度	3,676,100	121	68,837	3,272,581	104	△403,519	△17
		滞納繰越分	7,448,608	106	2,185,681	3,479,989	70	△3,968,619	△36
		計	11,124,708	227	2,254,518	6,752,570	174	△4,372,138	△53
	町民税 (法人)	現年度	187,400	4	0	141,600	4	△45,800	0
		滞納繰越分	313,500	8	159,100	135,700	3	△177,800	△5
		計	500,900	12	159,100	277,300	7	△223,600	△5
	固定資産税	現年度	6,370,600	165	165,400	5,622,600	159	△748,000	△6
		滞納繰越分	16,557,753	151	1,916,700	14,645,007	107	△1,912,746	△44
		計	22,928,353	316	2,082,100	20,267,607	266	△2,660,746	△50
	軽自動車税	現年度	689,900	75	0	636,400	72	△53,500	△3
		滞納繰越分	583,534	47	13,200	615,189	42	31,655	△5
		計	1,273,434	122	13,200	1,251,589	114	△21,845	△8
	住宅使用料 (町営住宅)	現年度	958,929	10	0	722,200	11	△236,729	1
		滞納繰越分	1,802,900	9	0	2,215,129	14	412,229	5
		計	2,761,829	19	0	2,937,329	25	175,500	6
	住宅使用料 (促進住宅)	現年度	626,545	6	0	830,000	6	203,455	0
		滞納繰越分	398,875	5	0	697,760	6	298,885	1
		計	1,025,420	11	0	1,527,760	12	502,340	1
	駐車場使用料 (促進住宅)	現年度	92,049	5	0	94,500	5	2,451	0
		滞納繰越分	59,100	4	0	121,615	5	62,515	1
		計	151,149	9	0	216,115	10	64,966	1
保育所保育料	現年度	0	0	0	0	0	0	0	
	滞納繰越分	2,562,160	14	0	2,223,660	13	△338,500	△1	
	計	2,562,160	14	0	2,223,660	13	△338,500	△1	

	項目	区分	平成 29 年度		平成 30 年度			比較	
			収入未済額 (不納欠損後) ①	滞納者数 (不納欠損後) ②	不納欠損額 ③	収入未済額 (不納欠損後) ④	滞納者数 (不納欠損後) ⑤	収入未済額 (④-①)	滞納者数 (⑤-②)
一般 会 計	生活保護費 返還金・徴収 金	現年度	51,630	4	0	180,000	2	128,370	△2
		滞納繰越分	51,600	1	0	59,950	2	8,350	1
		計	103,230	5	0	239,950	4	136,720	△1
	土地貸付収入	現年度	0	0	0	150,000	1	150,000	1
		滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	150,000	1	150,000	1
一般会計 小計		現年度	12,653,153	390	234,237	11,649,881	364	△1,003,272	△26
		滞納繰越分	29,778,030	345	4,274,681	24,193,999	262	△5,584,031	△83
		計	42,431,183	735	4,508,918	35,843,880	626	△6,587,303	△109
特別 会 計	国民健康保険 税	現年度	9,608,486	117	0	7,903,700	118	△1,704,786	1
		滞納繰越分	17,258,081	98	3,414,797	9,447,704	66	△7,810,377	△32
		計	26,866,567	215	3,414,797	17,351,404	184	△9,515,163	△31
	返納金(国保)	現年度	21,420	3	0	648,312	10	626,892	7
		滞納繰越分	38,238	3	0	14,557	3	△23,681	0
		計	59,658	6	0	662,869	13	603,211	7
	第三者納付金	現年度	0	0	0	17,766	1	17,766	1
		滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	17,766	1	17,766	1
	介護保険料	現年度	1,217,700	38	0	686,200	30	△531,500	△8
		滞納繰越分	2,916,095	35	59,400	2,173,744	33	△742,351	△2
		計	4,133,795	73	59,400	2,859,944	63	△1,273,851	△10
	後期高齢者医 療保険料	現年度	271,500	15	0	67,500	11	△204,000	△4
		滞納繰越分	222,000	4	4,200	404,200	7	182,200	3
		計	493,500	19	4,200	471,700	18	△21,800	△1
	下水道使用料	現年度	1,178,792	101	0	814,003	60	△364,789	△41
		滞納繰越分	9,056,792	152	5,205,986	3,701,060	89	△5,355,732	△63
		計	10,235,584	253	5,205,986	4,515,063	149	△5,720,521	△104
	下水道受益者 分担金	現年度	0	0	0	0	0	0	0
		滞納繰越分	2,135,000	11	0	2,135,000	10	0	△1
		計	2,135,000	11	0	2,135,000	10	0	△1
農業集落排水 施設使用料	現年度	156,010	9	0	77,590	8	△78,420	△1	
	滞納繰越分	1,665,466	11	1,104,984	505,156	6	△1,160,310	△5	
	計	1,821,476	20	1,104,984	582,746	14	△1,238,730	△6	



	項目	区分	平成 29 年度		平成 30 年度			比較	
			収入未済額 (不納欠損後) ①	滞納者数 (不納欠損後) ②	不納欠損額 ③	収入未済額 (不納欠損後) ④	滞納者数 (不納欠損後) ⑤	収入未済額 (④-①)	滞納者数 (⑤-②)
特別 会計	簡易水道料金	現年度	58,964	11	0	233,622	55	174,658	44
		滞納繰越分	71,386	6	0	76,859	7	5,473	1
		計	130,350	17	0	310,481	62	180,131	45
	住宅新築資金 貸付金	現年度	1,213,480	2	0	1,213,471	2	△9	0
		滞納繰越分	35,302,151	9	0	34,781,121	8	△521,030	△1
		計	36,515,631	11	0	35,994,592	10	△521,039	△1
	高齢者及び障 がい者住宅整 備資金貸付金	現年度	0	0	0	0	0	0	0
		滞納繰越分	1,224,645	1	0	1,224,645	1	0	0
		計	1,224,645	1	0	1,224,645	1	0	0
企業 会計	水道料金	現年度	2,001,633	437	0	1,342,684	407	△658,949	△30
		滞納繰越分	3,141,867	127	195,231	2,669,450	116	△472,417	△11
		計	5,143,500	564	195,231	4,012,134	523	△1,131,366	△41
合 計	現年度	28,381,138	1,123	234,237	24,654,729	1,066	△3,726,409	△57	
	滞納繰越分	102,809,751	802	14,259,279	81,327,495	608	△21,482,256	△194	
	計	131,190,889	1,925	14,493,516	105,982,224	1,674	△25,208,665	△251	

私 会 計	学校給食費	現年度	210,804	7	0	102,184	6	△108,620	△1
		滞納繰越分	1,465,961	16	0	1,288,865	16	△177,096	0
		計	1,676,765	23	0	1,391,049	22	△285,716	△1

総 計	現年度	28,591,942	1,130	234,237	24,756,913	1,072	△3,835,029	△58
	滞納繰越分	104,275,712	818	14,259,279	82,616,360	624	△21,659,352	△194
	計	132,867,654	1,948	14,493,516	107,373,273	1,696	△25,494,381	△252

#### (4) 財政の構造

普通会計における財政構造は、次のとおりとなっている。

普通会計…自治体間で比較するため地方財政統計上用いられる会計区分。当町では、「一般会計」「住宅新築資金等貸付事業特別会計」及び「高齢者及び障がい者住宅整備資金貸付事業特別会計」が該当する。

#### ア 歳入歳出の構成

##### 〔歳入〕

(単位：千円)

区 分	当 年 度		前 年 度		年 度 対 比	
	決算額	構成比	決算額	構成比	金額増減	増減率
自主財源	2,899,899	24.7%	2,599,690	24.0%	300,209	11.5%
依存財源	8,860,913	75.3%	8,252,382	76.0%	608,531	7.4%
合 計	11,760,812	100.0%	10,852,072	100.0%	908,740	8.4%

自主財源…町が自主的に収入し得る財源。町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入など。

依存財源…地方交付税や国・県から使途を定められて交付される補助金等の収入による財源。

##### 〔歳出〕

(単位：千円)

区 分	当 年 度		前 年 度		年 度 対 比	
	決算額	構成比	決算額	構成比	金額増減	増減率
経常的経費 (計)	6,724,014	58.5%	6,604,169	63.5%	119,845	1.8%
義務的経費 (小計)	4,653,766	40.5%	4,586,209	44.1%	67,557	1.5%
人件費	1,433,855		1,445,079			
扶助費	1,644,654		1,645,732			
公債費	1,575,257		1,495,398			
その他経費 (小計)	2,070,248	18.0%	2,017,960	19.4%	52,288	2.6%
物件費	1,033,823		929,583			
維持補修費	82,566		89,935			
補助費等	953,859		998,442			
その他積立等	1,620,271	14.1%	1,573,641	15.1%	46,630	3.0%
投資的経費	3,152,403	27.4%	2,229,727	21.4%	922,676	41.4%
合 計	11,496,688	100.0%	10,407,537	100.0%	1,089,151	10.5%

経常的経費…町の行政を運営して行く上で、毎年度継続して支出していく必要のある経費をいう。義務的経費とその他経費の一部（物件費、維持補修費、補助費等）が該当。

投資的経費…生産的経費ともいわれ、その効果が将来に残るものに支出される経費をいう。普通建設事業費などが該当。

・歳入面では、依存財源である地方交付税の減（合併特例分の縮減）等があった一方で、自主財源については基金取崩しによる繰入金収入の増等があったため、相対的に

自主財源比率が伸びた。

歳出面では、経常的経費は金額的には大きな変化はなかったが、新中学校・学校給食センター工事の実施により投資的経費は金額・比率とも大きく伸びた。

## イ 財政分析

### ① 財政力指数・経常収支比率

主要財務比率の普通会計ベースによる実績は、次のとおりである。

区 分	当年度	前年度	増減	県下町村 平 均
財政力指数	0.27	0.27	-	0.27
経常収支比率	91.6	92.3	△0.7	89.1

※財政力指数の県下町村平均は平成27年度から29年度の3カ年平均。

経常収支比率の県下町村平均は平成29年度。

(参考) 主要財務比率の推移 (過去5年間)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財政力指数	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27
経常収支比率	86.8	85.7	84.7	94.3	92.3

**財政力指数**…地方公共団体の財政基盤の強弱を示す数値。過去3カ年の基準財政収入額／基準財政需要額で算定する。「1」に近づくほど財政力が強いとされている。

**経常収支比率**…財政運営の弾力性・健全性の目安となる数値。町村にあつては75%を超えると弾力性が失われつつあるとみなされる。平成28年度の急上昇は、算定方法の変更によるものである。

平成30年度の財政力指数は、0.27で前年度と変化はなかった。県内市町村の中で平均的な財政力に位置するところである。

経常収支比率は、0.7ポイント下がったが、これは、算定の分母となる地方税等の増で経常収入一般財源は増額となった一方で、分子となる公債費償還額が減となったこと等に伴い充当一般財源が減額となったことによるものである。

### ② 基礎的財政収支 (プライマリーバランス)

- 「基礎的財政収支 (PB)」とは、その年度の人件費や管理的経費、さらには社会保障費や公共事業等の政策経費を、その年度の税収その他の収入つまり借金や基金(貯金)の取崩しに頼らないでどれだけ賅っているのかの指標である。

平成30年度の状況は、次のとおりである。新中学校等の建設経費について、当年度の税収等の収入では賅い切れないため、新規起債の発行(借金)と基金(貯金)の取崩しで、約8億円を充当したということである。

## プライマリーバランスの推移（普通会計）

### 〔歳入〕

（単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入総額 ①	8,387,701	9,641,651	9,452,592	9,717,920	10,467,945	9,547,720	9,132,015	10,160,946	9,688,989	11,006,025	10,847,561	11,759,690
繰越金 ②	53,570	102,608	205,830	162,142	264,393	190,599	129,497	139,966	151,514	344,605	389,680	440,024
財政調整基金繰入金 ③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238,000	104,000	281,000
地方債 ④	888,400	1,620,390	947,526	818,944	1,126,081	661,464	532,910	1,217,286	628,486	1,480,781	1,575,415	2,234,042
歳入差引（①-②-③-④） ⑤	7,445,731	7,918,653	8,299,236	8,736,834	9,077,471	8,695,657	8,469,608	8,803,694	8,908,989	8,942,639	8,778,466	8,804,624

### 〔歳出〕

（単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳出総額 ⑥	8,184,093	9,346,821	9,176,450	9,301,526	10,123,346	9,310,224	8,876,049	9,913,432	9,344,384	10,616,345	10,407,537	11,496,688
財政調整積立金 ⑦	3,332	65,054	275,825	132,700	29,386	200,864	177,100	166,313	3,179	3,778	3,026	1,010
繰上償還金 ⑧	0	0	28,327	0	0	51,710	0	0	245,597	218,933	199,369	315,981
元利償還金 ⑨	1,427,922	1,515,854	1,657,289	1,597,320	1,721,160	1,770,873	1,713,839	1,610,284	1,828,425	1,600,292	1,495,378	1,575,146
歳出差引（⑥-⑦-⑧-⑨） ⑩	6,752,839	7,765,913	7,215,009	7,571,506	8,372,800	7,286,777	6,985,110	8,136,835	7,267,183	8,793,342	8,709,764	9,604,551

### 〔プライマリーバランス〕

（単位：千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入差引-歳出差引（⑤-⑩）	692,892	152,740	1,084,227	1,165,328	704,671	1,408,880	1,484,498	666,859	1,641,806	149,297	68,702	△ 799,927

### 備考

- この表は、普通会計（一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、高齢者及び障がい者住宅整備資金貸付事業特別会計）により作成。
- この表に記載の項目に加えて、歳入面では減債基金その他の基金の取崩しによる繰入金、特別会計からの繰入金等、歳出面では、減債基金その他の基金への積立てに伴う繰出金、特別会計への繰出金等を加えればより一層詳細な数値となる。
- 普通会計に加えて、その他の特別会計についても同様の分析をすれば町全体としての財政運営の状況がより一層明らかになる。

## (5) 起債の状況

平成30年度末現在の起債残高（元金）は、合計18,389,343千円。前年度末残高に対し357,833千円の増加。新中学校等建設などに伴い新規発行額が増加したことによるものである。

（単位：千円）

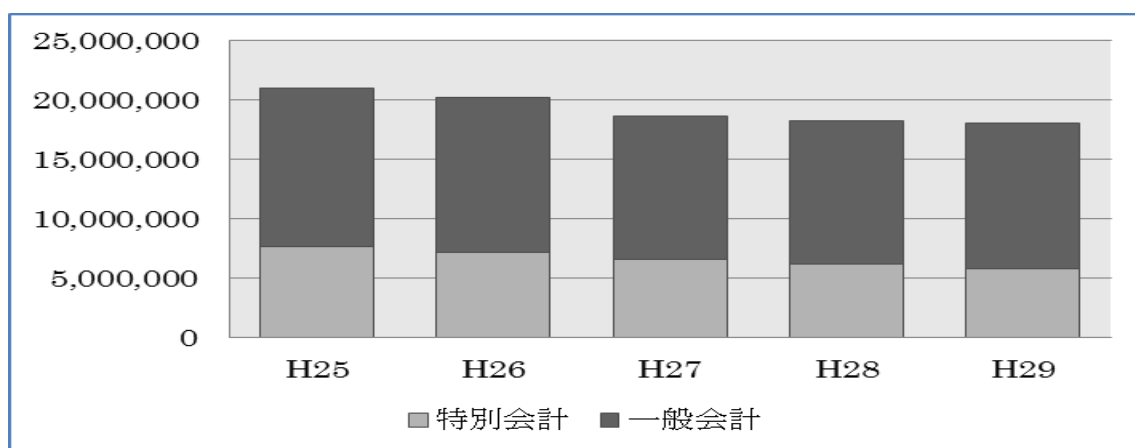
区 分	前年度末 残高(元金)	当年度中の異動				当年度末 残高(元金)
		新規発行額	償還元金	利息	償還元利計	
一般会計	12,262,170	2,234,042	1,471,037	103,260	1,574,297	13,025,175
特別会計	5,769,341	337,100	742,273	106,469	848,742	5,364,168
計	18,031,511	2,571,142	2,213,310	209,729	2,423,039	18,389,343
対前年度比		677,127	65,591	△31,352	34,239	357,833

※特別会計には、企業会計を含めない。

### 【参考】

各年度末の起債残高（過去5年間）

（単位：千円）



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計	13,272,190	13,071,069	12,042,367	12,061,124	12,262,170
特別会計	7,705,121	7,176,880	6,632,659	6,224,090	5,769,340
計	20,977,311	20,247,949	18,675,026	18,285,214	18,031,510
対前年度比		△729,362	△1,572,923	△389,812	△253,704

※特別会計には、企業会計を含めない。

## (6) 債務負担行為

農地開発事業などに係る債務負担行為限度額（損失補償契約による偶発債務及び事業関連事務費を除く。）の令和元年度以降支出予定額は、156,603千円となっている。

**債務負担行為**…町が将来にわたる債務（支出義務）を負う契約を締結すること。数年度にわたる大型工事を発注する場合などには、当初に全体工事の契約書を交わし当年度の支払金額とあわせて翌年度以降の支払金額も約束する契約を締結します。債務負担行為限度額とは、町が翌年度以降に支払うことを約束した金額の限度を示す額で、将来の予算に影響するため締結した年度の予算に明記しておくことが必要なものです。

## (7) まとめ

1) 平成30年度は、財政的に見れば新中学校・学校給食センターの建設に終始した年であると言える。その影響は、歳入面では基金取崩しによる繰入金が増、新規起債発行に伴う町債の増という形で現れ、歳出面では教育費の大幅増、並びに起債償還残高の増という形で現れているが、その他については大きな変化はなく、引き続き堅実な財政運営が確保されていると認められる。

2) ただし、中長期的に見れば、これまでから指摘してきた様々な公共施設の老朽化に伴う再編・更新整備の問題、水明荘の大規模設備の更新・改修の問題等に加えて、新たに上水道管路の老朽化に伴う更新計画の問題が浮上してきた。

このような財政上重い負担を伴う課題については、手遅れにならないよう適時適切に、かつ、前広に議会にも説明しながら、具体的な対処方針を検討していくことが重要である。

## 2 各会計の決算状況

### 〔一般会計〕

#### 歳入

(単位：千円)

科目	予算現額	調定額	収入済額 A	収入 未済額	収入率 (対予算)	前年度決算 B	年度増減 A－B
町税	1,455,395	1,504,488	1,471,430	28,549	101.1%	1,455,032	16,398
地方譲与税	65,398	66,297	66,297	0	101.4%	65,542	755
利子割交付金	4,213	3,937	3,937	0	93.4%	4,046	△109
配当割交付金	5,695	5,582	5,582	0	98.0%	7,403	△1,821
株式等譲渡所得割交付金	4,188	4,369	4,369	0	104.3%	8,064	△3,695
地方消費税 交付金	276,739	276,557	276,557	0	99.9%	265,965	10,592
自動車取得税 交付金	17,960	17,955	17,955	0	100.0%	18,588	△633
地方特例 交付金	9,928	9,928	9,928	0	100.0%	7,566	2,362
地方交付税	4,300,870	4,302,739	4,302,739	0	100.0%	4,344,862	△42,123
交通安全対策 特別交付金	1,375	1,765	1,765	0	128.4%	1,696	69
分担金及び 負担金	119,025	117,588	115,364	2,224	96.9%	106,823	8,541
使用料及び 手数料	115,687	118,015	113,334	4,681	98.0%	115,701	△2,367
国庫支出金	1,397,293	1,181,094	1,181,094	0	84.5%	1,233,992	△52,898
県支出金	799,312	756,823	756,648	175	94.7%	719,225	37,423
財産収入	11,605	10,945	10,795	150	93.0%	16,237	△5,442
寄附金	144,430	141,719	141,719	0	98.1%	104,943	36,776
繰入金	448,479	448,365	448,365	0	100.0%	223,596	224,769
繰越金	440,024	440,024	440,024	0	100.0%	389,679	50,345
諸収入	156,269	156,923	156,684	240	100.3%	180,254	△23,570
町債	2,671,442	2,234,042	2,234,042	0	83.6%	1,575,415	658,627
歳入合計	12,445,327	11,799,156	11,758,628	36,019	94.5%	10,844,629	913,999

※端数処理のため、内訳と合計が一致しない箇所があります。

## 【参考】

## 歳入決算状況（過去3年間）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
町税	1,412,344	1,435,508	1,455,032
地方譲与税	66,721	65,861	65,542
利子割交付金	3,710	2,494	4,046
配当割交付金	7,758	4,950	7,403
株式等譲渡所得割交付金	7,256	2,919	8,064
地方消費税交付金	288,391	261,648	265,965
自動車取得税交付金	11,430	12,282	18,588
地方特例交付金	6,708	7,062	7,566
地方交付税	4,674,390	4,475,589	4,344,862
交通安全対策特別交付金	1,288	1,468	1,696
分担金及び負担金	126,704	105,050	106,823
使用料及び手数料	121,428	118,938	115,701
国庫支出金	1,001,774	1,150,277	1,233,992
県支出金	614,963	661,611	719,225
財産収入	20,008	19,933	16,237
寄附金	136,699	107,661	104,943
繰入金	64,122	429,873	223,596
繰越金	151,514	344,605	389,679
諸収入	341,100	314,415	180,254
町債	628,486	1,480,781	1,575,415
歳入合計	9,686,794	11,002,925	10,844,629
（対前年度比）	△471,863	+1,316,131	△158,296



## 歳出

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額 A	翌年度 繰越額	不用額	執行率	前年度決算 B	年度増減 A - B
議会費	86,611	86,307	0	304	99.6%	85,733	574
総務費	1,706,803	1,495,945	164,240	46,618	87.6%	1,380,259	115,686
民生費	2,678,618	2,606,550	2,495	69,573	97.3%	2,612,093	△5,543
衛生費	652,223	628,097	0	24,126	96.3%	613,566	14,531
農林水産業費	628,700	595,240	19,586	13,874	94.7%	534,035	61,205
商工費	267,632	247,030	6,480	14,122	92.3%	202,561	44,469
土木費	1,067,793	965,812	92,541	9,440	90.4%	965,918	△106
消防費	296,922	293,007	0	3,915	98.7%	266,170	26,837
教育費	3,026,705	2,842,596	165,534	18,575	93.9%	2,081,273	761,323
公債費	1,575,084	1,574,410	0	674	99.9%	1,492,808	81,602
災害復旧費	393,031	120,632	236,792	35,607	30.7%	136,190	△15,558
諸支出金	40,000	40,000	0	0	100.0%	34,000	6,000
予備費	25,205	0	0	25,205	0.0%	0	0
歳出合計	12,445,327	11,495,626	687,668	262,033	92.4%	10,404,606	1,091,020

## 【参考】

### 歳出決算状況（過去3年間）

(単位：千円)

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
議会費	91,906	83,882	85,733
総務費	1,644,099	1,518,942	1,380,259
民生費	2,678,512	2,692,780	2,612,093
衛生費	568,015	580,154	613,566
農林水産業費	411,510	443,025	534,035
商工費	188,111	246,360	202,561
土木費	842,454	1,015,141	965,918
消防費	296,696	311,714	266,170
教育費	768,117	1,979,677	2,081,273
公債費	1,825,768	1,597,764	1,492,808
災害復旧費	0	60,005	136,190
諸支出金	27,000	83,800	34,000
予備費	0	0	0
歳出合計	9,342,189	10,613,245	10,404,606
(対前年度比)	△568,953	+1,271,056	△208,639

## 〈歳入〉

- ・ 平成30年度の歳入総額は、11,758,628千円。前年度比914百万円の大  
幅増となった。  
地方交付税の合併特例分の段階的縮減等による減額(△42百万円)があったものの、  
新中学校・学校給食センター建設に伴う起債の増(+659百万円)や財政調整基金取崩  
しによる繰入金の増(+225百万円)があったことによるものである。
- ・ 全体の収入状況は、予算額対比94.5%と概ね順当であった。

## 〈歳出〉

- ・ 平成30年度の歳出総額は、11,495,626千円。前年度比1,091百万  
円余の大幅増となった。  
新中学校・学校給食センター建設事業の実施に伴う教育費の増額(+761百万円)の  
外、長期債繰上償還による公債費の増(+82百万円)等によるものである。
- ・ 全体の執行状況は、予算額対比92.4%であるが、これに翌年度繰越額を加えた実  
質的な執行率は97.9%となり、概ね適切な執行であったと認められる。

## 〔特別会計〕

(単位：千円)

会計名	予算現額	歳 入			歳 出			差引額 A-B 形式収支
		歳 入 決算額 A	収 入 未済額	対予算 収入率	歳 出 決算額 B	翌年度 繰越額	対予算 支出率	
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	2,245	2,197	35,995	97.9%	2,197	0	97.9%	0
高齢者及び障がい者 住宅整備資金貸付 事業特別会計	46	43	1,225	93.5%	43	0	93.5%	0
国民健康保険 事業特別会計	1,820,664	1,812,990	18,032	99.6%	1,810,418	0	99.4%	2,572
後期高齢者 医療特別会計	181,763	180,877	472	99.5%	180,607	0	99.4%	270
介護保険 特別会計	1,878,297	1,874,222	2,860	99.8%	1,794,842	0	95.6%	79,380
下水道事業 特別会計	1,260,501	1,143,192	6,650	90.7%	1,118,640	131,575	88.7%	24,552
農業集落排水処理 事業特別会計	184,470	178,793	583	96.9%	178,793	0	96.9%	0
簡易水道事業 特別会計	139,380	124,921	310	89.6%	89,274	0	64.1%	35,647
温泉事業 特別会計	22,701	22,694	0	99.9%	20,630	0	90.9%	2,064
合 計	5,490,067	5,339,929	66,127	97.3%	5,195,444	131,575	94.6%	144,485

## 【参考】

歳出決算状況 (過去3年間)

(単位：千円)

会計名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅新築資金等貸付	3,099	6,964	7,400
高齢者等住宅整備資金	39	41	42
国民健康保険事業	2,198,537	2,125,173	2,156,114
後期高齢者医療	158,654	166,786	173,594
介護保険	1,735,418	1,765,068	1,871,030
下水道事業	1,108,431	1,081,551	1,299,089
農業集落排水処理事業	173,393	176,735	178,818
簡易水道事業	44,946	184,966	36,218
温泉事業	12,371	6,946	6,669

### (1) 住宅新築資金等貸付事業特別会計

貸付は平成8年度をもって終了し、現在は既貸付に係る償還金返済業務を取り扱う会計である。最終償還予定は令和元年度。一部連帯保証人からの徴収を開始することができた案件があるものの今年度末現在の貸付金残高は、次のとおりである。

住宅新築資金	7件	20,911千円
住宅改修資金	2件	1,950千円
宅地取得資金	3件	7,715千円
合計	12件	30,576千円

### (2) 高齢者及び障がい者住宅整備資金貸付事業特別会計

新規貸付はなく、既貸付に係る償還金返済業務のみであった。償還困難な状況が続いており、年度末現在の貸付金残高は次のとおりである。

高齢者住宅資金	0件	0円
障がい者住宅資金	1件	1,088千円
合計	1件	1,088千円

### (3) 国民健康保険事業特別会計

- ・ 会計規模は、歳出ベースで1,810,418千円、対前年度比△345,696千円の減となった。

被保険者数は減少が続いている（H28：4,043人、H29：3,884人、H30：3,743人）ものの、保険給付費は被保険者の高齢化及び1人当たり医療費の増額の影響もあり、9,190千円の増となった。

### (4) 後期高齢者医療特別会計

- ・ 会計規模は、歳出ベースで180,607千円。これを後期高齢者医療広域連合への納付金（173,898千円）として納める会計である。

平成31年3月末現在の当町の被保険者数は、2,767人（対前年度末比：△12人）で、当町の後期高齢化率は16.4%である。

### (5) 介護保険特別会計

- ・ 会計規模は、歳出ベースで1,794,842千円。対前年度比△76,188千円の減となった。

全認定者数892人のうち第1号被保険者は879人（対前年度比+4人、認定率17.2%）。

団塊世代の高齢化とともに、この特別会計はまだ肥大していくものと思われる。保険給付費については、給付費用全体で1,644,976千円。（対前年度比+19,158千円、101.2%）。

## 【参考】

### 1. 介護保険給付費の推移

(単位：千円)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額	1,582,331	1,586,498	1,597,199	1,630,769	1,625,818	1,644,976
対前年度増減	+78,054	+4,167	+10,701	+33,570	△4,951	+19,158

### 2. 介護保険料の推移

(単位：月額)

	第 1 期 (H12～H14)	第 2 期 (H15～H17)	第 3 期 (H18～H20)	第 4 期 (H21～H23)	第 5 期 (H24～H26)	第 6 期 (H27～H29)	第 7 期 (H30～H32)
湯梨浜町							
旧羽合町	2,817 円	3,667 円	3,610 円	3,761 円	4,250 円	5,210 円	5,989 円
旧泊村	2,892 円	2,700 円					
旧東郷町	2,658 円	3,983 円					
県平均	2,891 円	3,635 円	4,321 円	4,534 円	5,420 円	6,144 円	6,433 円

## (6) 下水道事業特別会計

会計規模は、歳出ベースで1,118,640千円。対予算支出率88.7%となっているが、翌年度繰越額(131,575千円)を含めると実質の執行率は99.2%となり、予算執行は概ね適正である。

ただし、レークサイド・ヴィレッジ団地開発に伴う経費(H30:設計委託費6,448千円、R元予算:工事請負費35,000千円)は、原因者である町一般会計からの繰入金収入をもって支弁すべきである。なぜならば、本来町の一般会計に属する施策に係る経費を本件下水道利用者のみがその利用料金をもって負担することは、不合理となるからである。

### 《水洗化普及状況》

地域名	区域内人口(人)		水洗化人口(人)		普及率	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
羽合	8,645	8,714	8,520	8,596	98.6%	98.6%
東郷(一部)	4,417	4,340	4,332	4,259	98.1%	98.1%
泊	1,555	1,537	1,447	1,431	93.1%	93.1%
合計	14,617	14,591	14,299	14,286	97.8%	97.9%

## (7) 農業集落排水処理事業特別会計

会計規模は、歳出ベースで178,793千円。対予算支出率96.9%で概ね適正である。

歳出の73.8%が公債費償還金(131,951千円)であり、その大半を一般会計からの繰入金(108,921千円)で賄っている。

《水洗化普及状況》

地域名	区域内人口(人)		水洗化人口(人)		普及率	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
東郷 7処理区	1,269	1,229	1,228	1,186	96.8%	96.5%
泊 3処理区	974	960	947	933	97.2%	97.1%
計	2,243	2,189	2,175	2,119	97.0%	96.8%

## (8) 簡易水道事業特別会計

泊地域に水道を供給する事業会計である。会計規模は歳出ベースで89,274千円。歳出の18.3%が公債費償還金(16,294千円)である。

この会計は、令和元年度からは町上水道事業会計と統合して公営企業会計で経理することとなった。令和元年度第1回定期監査報告書に記載したとおり「その移行手続きは概ね適切に行われたが、今後、大規模修繕や施設更新等が必要な事態が発生した場合の必要資金の積立てができていない」ことが明らかになったところであり、このようなケースに町としてどう対処するのか、早急に検討しておく必要がある。

《簡易水道普及状況》

地域名	区域内人口(人)		給水人口(人)		普及率	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
泊	1,761	1,749	1,747	1,737	99.2%	99.3%
原	185	181	185	181	100.0%	100.0%
宇谷	550	538	550	538	100.0%	100.0%
計	2,496	2,468	2,482	2,456	99.4%	99.5%

### (9) 温泉事業特別会計

東郷地域の2源泉の配湯と温泉スタンドの管理を行う特別会計である。会計規模は歳入決算額22,694千円、歳出決算額20,630千円。

平成30年度は、老朽化して使用していなかった源泉(1基)の撤去工事を行ったところである。

《温泉事業の使用料収入》 (単位：千円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	増減
温泉使用料		4,044	4,044	0
温泉スタンド使用料		2,733	2,592	△141
計		6,777	6,636	△141

#### 【参考】

温泉事業推進基金の積立額 (単位：千円)

前年度末残高	当年度増減		当年度末残高
	増加	減少	
43,001	9	13,987	29,023

### 〔財産区特別会計〕

(単位：千円)

特別会計名	予 算 現 額	歳 入			歳 出			歳入歳出 差引額 (形式収支)
		決算額	未済額	対予算 収入率	決算額	不用額	対予算 支出率	
長瀬財産区	3,345	3,089	0	92.3%	3,024	321	90.4%	65
橋津財産区	381	284	0	74.5%	95	286	24.9%	189
宇野財産区	2,685	2,503	0	93.2%	2,230	455	83.1%	273
舎人財産区	75	30	0	40.0%	29	46	38.7%	1
東郷財産区	897	1,001	0	111.6%	519	378	57.9%	482
花見財産区	88	86	0	97.7%	33	55	37.5%	53
合 計	7,471	6,993	0	93.6%	5,930	1,541	79.4%	1,063

## 〔公営企業会計〕

### (1) 国民宿舎事業特別会計

#### ≪予算会計≫

(単位：千円)(税込)

区 分	収 入		支 出		収支差額	予算対比	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額		収入率	支出率
収益的収支	305,804	283,078	287,689	270,397	12,681	92.6%	94.0%
資本的収支	0	0	84,467	84,467	△84,467	—	100.0%
合 計	305,804	283,078	372,156	354,864	△71,786	92.6%	95.4%

(※) 資本的収支の不足額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填。

#### ≪企業会計≫

##### 貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産				負債及び資本			
科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
固定資産	812,199	838,986	△26,787	固定負債	288,480	332,947	△44,467
流動資産	33,308	36,387	△3,079	流動負債	21,864	19,944	1,920
				負債合計	310,344	352,891	△42,547
				資本金	417,890	417,890	0
				剰余金	117,273	104,592	12,681
				資本合計	535,163	522,482	12,681
合 計	845,507	875,373	△29,866	合 計	845,507	875,373	△29,866

##### 損益計算書 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：千円)(税抜)

費 用				収 益			
科 目	当年度	前年度	前年度対比	科 目	当年度	前年度	前年度対比
営業費用	248,207	254,152	△5,945	営業収益	261,246	268,812	△7,566
営業外費用	1,331	2,141	△810	営業外収益	973	924	49
合 計	249,538	256,293	△6,755	合 計	262,219	269,736	△7,517

(当年度) (前年度) (増減)

当期利益 12,681 13,443 △762



## ≪予算執行状況≫

- ・ 予算上は、274百万円の営業費用で306百万円の営業収益（売上げ）により32百万円の営業利益を見込み、この利益金と減価償却費（27百万円）並びに町からの借入金（40百万円）をもって企業債償還金85,319千円（元金：84,467千円、利息：852千円）の財源に充てようとの計画であったが、結果的に収益的収入は283百万円にとどまった。近年はこのような状態が続いており、町として厳正な眼でもってその経営状況を見つめ直す必要がある。
- ・ 水明荘については、現下の苦しい経営状況だけでなく、空調機器をはじめとする多くの設備が償却期間満了の時期を迎えており、今後の経営のあり方について数年前から抜本的検討の必要性を言及してきたところである。これらの施設設備の更新・修繕は、今後の経営形態（直営・指定管理等）の如何にかかわらず必要なものであり、早急に更新・修繕計画を策定して円滑な更新等を進める必要がある。

収益的収支の状況 (単位：千円)

年度	収益的収支の状況	町長期借入金	企業債償還金（元金）
平成23年度	11,084	20,000	82,303
平成24年度	△481	16,000	82,593
平成25年度	6,470	28,000	82,889
平成26年度	1,390	29,000	83,192
平成27年度	△2,720	27,000	83,501
平成28年度	21,541	60,000	83,816
平成29年度	13,443	34,000	84,138
平成30年度	12,681	40,000	84,467

(注)・企業債償還金財源には、過去の利益剰余金並びに当年度の収支利益金及び減価償却費（帳簿上は費用として経理されるが実際の支出はない。本来は施設更新の際の資金として積立しておくべきであるが現状は積立ではない。）をもって充てることになるが、平成23年度以降これらの資金が不足するため、町からの長期借入金を受けている。  
 ・平成28年度町長期借入金には、中部地震による臨時的な借入金が含まれている。

- ・ 資本的収支の支出（84,467千円）は、企業債償還金の償還元金に係る経費である。

【参考】 国民宿舎事業企業債の状況 (単位：千円)

区 分	前年度末 残 高	当 年 度 中 の 異 動				当年度末 残 高
		新規発行	償還元金	利 息	償還元利計	
国民年金ほか	118,947	0	84,467	852	85,319	34,480

(注) 償還期間：令和元年度まで

## 《企業経営状況》

- 営業収益（売上げ）は更に減少して261百万円（税抜）（H29：269百万円、H28：275百万円、H27：284百万円、H26：294百万円）。ただし、平成28年度からの機械設備耐用年数満了に伴う減価償却費用の半減（H30：26,787千円、H27：50,760千円）により、最終的には、12,681千円の当期利益を計上した。  
しかし、この減価償却費用の減少は、これらの設備に係る老朽化による更新時期が迫っているということでもあり、この意味からも抜本的な方針検討が必要である。
- また現場の課題として、水明荘の経営については「民間経営手法」を取り入れるとして支配人及び事務長の民間登用体制を導入して8年が経過するが、現場と役場本体との連携、支配人の行政業務への関与削減・人事権限の拡大等については特に見直しもなく従来どおりの体制となっているし、その成果も十分に発揮されているとは言い難い。  
このため、相変わらず待ちの経営形態となっている。  
行楽期、盆・正月等の繁忙期における臨機の職員体制、職務の変更等に対する現場権限の付与、行政業務への関与の軽減等を図り、真に現場経営に専念できる体制整備について早急に検討することが喫緊の課題である。

## (2) 水道事業会計

### 《予算会計》

(単位：千円) (税込)

区 分	収 入		支 出		収支差額	予算対比	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額		収入率	支出率
収益的収支	196,142	192,544	203,591	180,826	11,718	98.2%	88.8%
資本的収支	20,103	19,700	101,080	99,630	△79,930	98.0%	98.6%
合 計	216,245	212,244	304,671	280,456	△68,212	98.1%	92.1%

(※) 資本的収支の不足額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填。

### 《企業会計》

#### 貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産				負債及び資本			
科 目	当年度	前年度	増減	科 目	当年度	前年度	増減
1 固定資産	1,588,087	1,571,292	16,795	3 固定負債	136,525	150,164	△13,639
2 流動資産	473,885	486,969	△13,084	4 流動負債	30,036	23,303	6,733
				5 繰延収益	85,117	91,729	△6,612
				<b>負債合計</b>	<b>251,678</b>	<b>265,196</b>	<b>△13,518</b>
				6 資本金	1,110,098	1,070,398	39,700
				7 剰余金	700,196	722,667	△22,471
				<b>資本合計</b>	<b>1,810,294</b>	<b>1,793,065</b>	<b>17,229</b>
合 計	2,061,972	2,058,261	3,711	合 計	2,061,972	2,058,261	3,711

#### 損益計算書 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：千円) (税抜)

費 用				収 益			
科 目	当年度	前年度	増減	科 目	当年度	前年度	増減
営業費用	169,815	159,060	10,755	営業収益	171,870	178,787	△6,917
営業外費用	3,412	3,730	△318	営業外収益	7,259	10,162	△2,903
特別損失	195	3,040	△2,845	特別利益	0	0	0
合 計	173,422	165,830	7,592	合 計	179,129	188,949	△9,820

	(当年度)	(前年度)	(増減)
当期利益	5,707	23,119	△17,412

## ≪予算執行状況≫

- ・ 収益的収入は192,544千円、収益的支出は180,826千円。11,718千円の黒字であった。ただ、平成30年度は倉吉市との分水整備事業等を実施したことにより、単年度収支は前年度の3分の1程度の縮減となった。(H29:31,554千円)

また、平成30年度は「水道ビジョン」を作成したが、これによると、本町の管路総延長は96km、このうち優先更新路線(20km)及び当該路線以外の路線について耐用年数に沿った更新を確保するためには、毎年20億円×20年間継続が必要という大きな問題が明らかになった。現在の経営状態を踏まえれば、このような現実離れの課題を実行することは到底不可能であり、今後、具体的な更新計画の策定とこれに対処できる財源確保の見通しという大きな課題が浮上してきたところである。

## ≪企業経営状況≫

- ・ 平成30年度の営業収支は、営業費用169,815千円に対し171,870千円の営業収益となり、結果、営業利益2,055千円(H29:19,727千円)を計上。その他営業外収支を含めた経常利益は5,902千円(H29:26,159千円)となり、最終的な当期純利益は5,707千円(H29:23,119千円)となった。

### 【参考】

#### 1 上水道事業企業債の状況 (単位：千円)

区 分	前年度末高	当 年 度 中 の 異 動				当年度末高
		新規発行	償還元金	利 息	償還元利計	
公営企業金融公庫ほか	150,164	0	13,639	3,412	17,051	136,525

(注) 償還期間：令和13年度まで

#### 2 上水道の普及状況

地 域 名	区域内人口 (人)		給水人口 (人)		普及率	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
羽 合	8,529	8,602	8,490	8,566	99.5%	99.6%
東 郷	5,448	5,340	5,437	5,332	99.8%	99.9%
計	13,977	13,942	13,927	13,898	99.6%	99.7%

### 3 財産の状況

平成30年度末における財産は、以下のとおりである。

#### (1) 公有財産

##### 不動産

(単位：㎡)

区 分	土 地	建 物	山 林
一般会計	938,122.46	109,341.97	107,030.00
温泉事業特別会計	160.00	21.42	0
下水道事業特別会計	5,487.79	818.14	0
農業集落排水処理事業特別会計	9,351.37	935.73	0
簡易水道事業特別会計	4,580.57	59.50	0
合 計	957,702.19	111,176.76	107,030.00

##### 物 権

温泉事業特別会計 温泉権 37,391千円

##### 有価証券

鳥取中央有線放送株式会社株券ほか2件 27,150千円

##### 出資金

鳥取県農業信用基金協会ほか25件 598,867千円

#### (2) 物品

年度末現在で公用車58台、除雪機21台

#### (3) 債権

年度末現在の貸付金残高は、次のとおり。

(単位：千円)

区 分	貸付金残高
一 般 会 計	279,197
住宅新築資金等貸付事業特別会計	30,576
高齢者及び障がい者住宅整備資金貸付事業特別会計	1,088
合 計	310,861

## (4) 基金

(単位：千円)

区 分		前年度末 残 高	当年度中		当年度末 残 高
			増加	減少	
土地開発基金	土 地 (㎡)	203,681.22	0	0	203,681.22
	現 金 ①	2,031	13	0	2,044
一般 会計	財政調整積立基金 (債権分含む)	2,860,840	1,010	281,000	2,580,850
	減債基金	1,148,011	242	0	1,148,253
	公共施設等建設基金	98,632	30	0	98,662
	福祉基金	60,206	0	6,000	54,206
	ふるさと農村活性化基金	58,954	0	2,200	56,754
	歴史民俗資料館施設整備基金	2,000	0	0	2,000
	福祉施設管理基金	500	0	500	0
	羽合漁港建設事業推進基金	22,195	3	5,400	16,798
	新エネルギー整備促進基金	17,993	2	1,000	16,995
	グランド・ゴルフ発祥地大会基金	4,061	0	31	4,030
	教育振興基金	2,645	0	0	2,645
	集落排水事業推進基金	17,021	4	17,025	0
	元気なまちづくり基金	14,159	360	3,000	11,519
	地域振興基金	24,844	0	6,000	18,844
	ふるさと振興まちづくり基金	1,620,000	602	602	1,620,000
	ふるさと湯梨浜応援基金	103,119	132,042	103,120	132,041
	子育て・教育環境充実基金	10,978	4	10,982	0
	光ファイバーネットワーク施設整備基金	4,509	0	1,500	3,009
	促進住宅整備基金	96,821	15,591	0	112,412
	天女のふる里・東郷湖「花」基金	1,399	2,190	160	3,429
グランド・ゴルフ国際化推進基金	0	6,383	0	6,383	
合 計 ②	6,168,887	158,463	438,520	5,888,830	
特別 会計	国民健康保険財政調整基金	100,047	6	10,000	90,053
	温泉事業推進基金	43,001	9	13,987	29,023
	介護給付費等準備基金	50,000	5	0	50,005
	合 計 ③	193,048	20	23,987	169,081
財産区	長瀬財産区 財政調整基金	81,984	10	2,888	79,106
	橋津財産区 財政調整基金	30,470	9	233	30,246
	宇野財産区 財政調整基金	86,530	9	2,138	84,401
	舎人財産区 財政調整基金	595	0	0	595
	東郷財産区 財政調整基金	6,265	294	0	6,559
	東郷財産区 公有林野整備基金	96,249	22	0	96,271
	花見財産区 財政調整基金	534	0	57	477
	合 計 ④	302,627	344	5,316	297,655
総 合 計	①+②+③+④	6,666,593	158,840	467,823	6,357,610

### 第3 審査意見

#### 1 専門職の職員の確保について

- 1) ・ 大都市への若者流出が続く中、今、県内企業においては深刻な人材不足が続いている。各企業ともあらゆる機会を活用して、新しい人材を確保しようと躍起である。  
 (公財) 県ふるさと定住機構が主催する就職説明会には各企業の参加申込みが殺到して会場規模の関係上断らざるを得ないケースも発生しているし、同機構が発行する「とっとり企業ガイド」(Web版・冊子版)への掲載も平成30年度から有料(25,000円)に切り替えたが、実に80%以上の企業から掲載継続の申込みがあった状況である。  
 ・ 公務員の世界でも同じ傾向となっており、最近の新聞記事では「少人数学級や病休・産休・育休による代替教員の確保が難しくなっており、全国的には1,000人以上の教員不足。中には基準では3学級となっているが2学級に切り替えた・教頭先生が授業を担当することにした等、その対応に苦慮していること。」が報道されたところである。
- 2) ・ 当町においても専門資格を必要とする職員の不足が深刻になっている。一例を挙げると次のとおりであるが、特にこれらの専門資格を必要とする職員の不足は、直ちに行政サービスの低下に直結する問題であり、担当課任せではなく、早急に職員採用・人事給与担当課を含めた役場内の共通課題として対処する必要がある。

所 属	職 名	定数	現員	不足	影 響
健康推進課	保健師	(2)	(1)	(1)	正職員(1)が産休・育休中で臨時看護師を補充したが、看護師では保健指導業務に対応できず、地域での個別保健指導事務が実施できていない。
総合福祉課	社会福祉士	規定なし	(0)	(1)	福祉事務所には社会福祉士1名配置義務。総合福祉課業務では特に配置義務はないが、近年は精神障がいや依存症等に係る相談増加により福祉専門職が不可欠。現在は事務職員と保健師が兼務で対応している。
子育て支援課	保育士 幼稚園教諭	(76)	(62)	(14)	資格者の市町村・民間の争奪戦になっている。不足分は無資格パート、臨時職員で対応している。

所 属	職 名	定数	現員	不足	影 響
教育総務課	スクールソーシャルワーカー (社会福祉士)	(3)	(3)	(0)	人数上は不足はないが、ほとんどが他市町立学校を含めた兼務状態。このため早期対応、個別対応できる生徒に限界がある。

- ・ 正教員と、同じようにあるいはこれに準じた給料、昇給制度の適用、手当の支給及び教職員共済組合への加入等の雇用条件を保障されている教育講師職でさえ、前述のとおりその代替任用が難しくなっている状況である。

今こそ、単に賃金単価アップだけでなく、初任給決定時の前歴加算制度の適用、正職員並みのボーナス支給・昇格昇給制度の適用、正職員と同様の研修機会の付与等様々な角度からの検討を行い、例えば緊急臨時制度としてでも、これら専門資格を必要とする職員の雇用条件の総合的な改善策を検討して、早期の欠員解消方策を措置すべきではないかと考えるところである。

## 2 生涯活躍のまち計画の進捗状況の検証

### 第1 序

- ・ 今回の聞取りでは、「湯梨浜町版「生涯活躍のまち」計画の進捗状況について」、を意識しながら実施してきた。この計画に基づく様々な事業や取組みは、第三期宮脇町政の重要施策であり、今後数年間における本町町政の中心課題であると思うからである。

平成28年度決算審査では、「まるで桃源郷（ユートピア）をめざした構想で構想段階ではそれでも良いが、今後の適確な実施が本当の課題」と指摘し、そしてその延長線上で、平成29年度決算審査においても、「事業実施に当たっては当該事業の真の目的は何か、をよく考えることが重要」と指摘してきたところである。

構想発表から3年経過、ここで計画全体の進捗状況と課題を中間検証することとした。

### 第2 「生涯活躍のまち基本計画」関係（ハード）

#### 1 松崎駅前拠点等整備事業

～真の目的未達成。まちづくり(株)の経営基盤は不安定～

##### (1) 施設の利用状況

- ・ この事業は、「地域住民、移住者の拠り所となる場を整備し、移住定住の促進、地域のコミュニティづくりを進めることにより、街のにぎわいやその拠点として地域活性化を図る」ことを目的に、平成29～30年度総事業費150,000千円を投入して整備。今後毎年13,470千円程度の経費を費やしてまちづくり(株)が受託運営する事業である。



- ・ 監査委員の目で視ても、平成 30 年度はオープン初年度にもかかわらず、その利用状況は寂しい、地域のにぎわいの場創出というにはあまりにも程遠い状況である。

「ゆるりん館」は、売店・食堂ともオープン当初から売上げ確保に苦勞している状況であるし、総合相談センター「どれみ」は、地域住民の何でも相談の機能（窓口一本化）を謳い文句に看護師（1名）の常駐体制でスタートしたが、実態は同所に設置されている健康機器の計測結果に基づく軽い健康指導等が主で、平成 30 年度同所から役場担当課への対応応援・助言を求めるケースはわずか 1 件に止まっている。

このような状況は、整備当初からの検討不十分を露呈している。多額の公費を投入して整備したこれらの施設が真の目的である地域住民、移住者等がにぎわいの場として利用する機能をしているのか甚だ疑問である。

ゆるりん館の経営改善はまちづくり(株)に委ねるとしても、町は設置者として、地域住民が気軽に集い、楽しむ場実現に向けての具体的取り組みを検討・実施していくことが喫緊の課題である。

平成 30 年度地域協議会を 6 回開催したとしているが、これら地域活動グループとの協働による、設置者である町としての具体的行動が早急に求められるところである。

## (2) まちづくり(株)の経営状況

- ・ 松崎駅前で整備した諸施設は、平成 28 年 12 月、町も出資して設立された湯梨浜まちづくり(株)が受託管理運営に当たっている。

同社は、この計画全体の実現中核組織として設立されたが、その後紆余曲折を経て現在は次の事業を展開しているところである。

- ① 松崎駅前にぎわい創出施設に係る指定管理
- ② ふるさと納税業務の受託
- ③ 総合相談センター・お試し住宅の受託
- ④ グラウンド・ゴルフ海外普及業務の受託
- ⑤ その他

- ・ しかし、平成 30 年度の同社決算によれば、売上高 36,428 千円、経常収支△3,257 千円、純利益△3,439 千円の赤字運営。

同社の収益構造を見てみると、収益が見込まれる事業は① ゆるりん館の指定管理及び② ふるさと納税受託業務だけであるが、これらはいずれも赤字となっている。同社では経営改善方策を鋭意検討中と聞くが、ゆるりん館の売上げ増についても一度定着した店舗・食堂の評判を変えるのは相当な内容改善と PR が必要であるし、ふるさと納税についても昨今の状況を考えると、納税目標額（H29：1 億円、H30：1 億 2 千万円、R1：1 億 4 千万円）以上の納税額を確保して手数料収入増を図るのは容易なことではなく、同社の経営基盤確立の途はまだまだ遠いと云わざるを得ない。

## 2 レークサイド・ヴィレッジ団地整備

### ～下水道整備支援不明確、今後類似事案に影響～

- (1)・この事業は、旧ミドレークホテル跡地（約4ha）を宅地開発し、サービス付高齢者向け住宅、町営住宅、分譲住宅、福祉施設及び沿道型買物店舗の用地を整備して、都会のアクティブシニア（行動する高齢者）の移住定住の拠点とすることにより地方創生のための一つの拠点とすることを目的に計画されたものである。

現在、中部地区所在の建設事業者（13社）が共同設立した民間開発会社が事業主体となって工事が進められている。

- ところが、この民間開発に対して、執行部が公共下水道施設の一部を代替施工する予算議案（H30：設計委託料 6,807千円）を提出したことで、議会審議が紛糾。平成30年度後半議会の最大争点となった。

平成30年12月定例議会・・・否決

平成31年1月臨時議会・・・執行部の対応準備不足により議案自主取下げ

平成31年2月臨時議会・・・可決

- (2)・この間における審議の詳細について議事録を通じて全て目をとおしたが、質問に立った議員は100%の理解ではないが、それぞれ「民間開発に対してなぜ町が公費を投入して支援（代替施工）するのか？」の疑問を持ちながらの質問に対して、執行部側は、問題の焦点にはまともに答えず、終始詭弁的答弁、かつ、その場逃れの答弁を繰り返したことが益々混乱を増幅した大きな要因との印象である。

- ともあれ、この予算案は、議会・執行部とも論理的理解未消化のまま最終的には可決されたが、この審議の過程で策定された町取扱要綱の内容及び執行部の解釈は、今後の公共下水道整備に係る町取扱方針を大きく変更することに繋がっており、この後類似の事案が発生した場合には、必ずや今回のような審議の混乱が繰り返されることになるかと危惧する。ところである。

### (3) 今回審議の問題点

#### (審議の経過)

#### ア 審議混乱の要因

**今回の審議の主題は、あくまでも「法の趣旨を無視してまでなぜ（事業支援者の）町がその経費を負担して代替施工するのか？」の1点。**

しかし執行部は、終始この主題に正面から向き合うことなく、支援は法が容認している、支援は法第32条の手続によって決めたこと等様々な方法を使って糊塗し自ら提案した議案を正当化する姿勢での説明を繰り返すのみで、このことが混乱を招いた大きな要因である。

<主な混乱の原因>

① 町の立場（三面性）の理解不足……

本件に対する町の立場は、開発許可権者（法の執行者）、町下水道施設管理者（法第 32 条の同意権者）、及び当該開発行為支援者の三面の顔を有しているが、この差異を無理解のまま答弁を繰り返したことが問題の焦点を更に不透明にさせた大きな要因。

② 都市計画法第 32 条は同意ではなく協議と誤解したことによる詭弁……

都計法第 32 条は、下水道管理者との事前協議を求めているのではなく、開発事業者が法第 33 条による技術基準に沿った適正な整備を予定しているのかのチェックと整備後は引受可能かを確認するもの。

従って、この手続きの中には、町が代替施工する範囲等は含まれていない。（別途開発支援者である町と事業者の任意協議で決定されたもの）

③ 国・県の照会回答文を示し、あたかも国・県も容認していると思わせて正当化する詭弁……

国・県の回答内容は常識。都計法は法に定める技術基準を遵守した良好な宅地開発の計画であることが認められれば、誰がその経費を負担し代替施工しようが構わない。第三者が負担してはならない等の規定を設けるのは必要ない。

④ 他市でも同様のことをしていると特例要綱を示して正当化する詭弁……

執行部は、山形県東根市の特例要綱を配付して、今回の特例取扱要綱の正当性を誘導しようとしているが、その内容を見ると、要綱制定の形態を利用しているだけで内容は全く別物。この手法こそ詭弁的説明手法の典型。

- ・ 平成 30 年 12 月議会は的外れな議論に終始。この原因は、後日町長自らが認めるように執行部の誤った理解・説明によることが発端である。

即ち、都市計画法は、都市計画区域内において行われる一定面積以上の開発行為はすべて法の許可が必要とし、その際の公共施設（道路、上水道、下水道など）は、「既存施設の有無、また個々の市町村の取り扱いの如何にかかわらず、事業者整備が原則。」として法体系が整理されている。

しかし、執行部は、当初、当該開発区域内にあった既設下水道施設の存在に固執して町の経費負担による一部工事の代替施工を提案した。

- ・ そしてその後も、この町代替施工は開発事業者とその支援者（町）が水面下の、任意の協議で決めたものであるにもかかわらず、あたかも都計法第 32 条による公共施設管理者の同意手続きに沿って決めたような説明や、法律上国・県も容認しているかのような照会回答文書を配付して当該議案提出が正当であるような詭弁的説明を繰り返し、本当の主題である「民間の開発事業に対して何故町が支援しなければならないのか」という件に関しては、ほとんど答えていない。執行部が、この本当の主題に対して真摯に答弁していれば、今回の議論はまた違ったものになったと思われる。

- ・ しかし、なかなか議会の理解を得られなかったため、最終的には下水道施設管理者（町）の立場を使い、他市でも同様のことをしているとして「町取扱要綱」を策定し、ようやく可決に至った。

イ 町下水道取扱要綱の不備

しかし、当町が策定した「町下水道取扱要綱」の内容は、参考にしたとされる山形県東根市とは全く違う別物。のみならず、その内容は不明瞭かつ曖昧なものとなっており、今後同様の事例が生じた場合に、どのように解釈運用されていくのか、今後の下水道管理行政にとって大きな問題を抱える代物である。

<比較>

〔山形県東根市〕

第4条

- (1) 公共下水道事業認可区域内における開発行為で、既設の公共下水道施設から開発行為区域までの公共下水道施設
- (2) 開発区域内の住民以外の利用が見込まれる公共下水道施設については、その利用割合に応じた部分の下水道施設

〔当町〕

第4条

- (1) 町の公共下水道事業計画区域内の開発行為区域まで布設する下水道施設
- (2) 町が策定する開発計画に基づき設置される、開発区域内の公共的または公益的な施設周辺の下水道施設

<分析>

1. (1) 第4条第1号関係

- ・ この号は、両市町とも既設の既存の公共下水道施設から開発行為区域に至るまでの取扱いの規定である。

担当課では、平成24年下水道法改正により「下水道事業認可」の手続が廃止されたため、現行では東根市の「下水道認可区域」と当町の「下水道事業計画区域」とは同義語と解釈しているようだが、微妙に異なっている。

即ち、「下水道認可区域」とは、当該整備工事を実施中または今後5～7年以内に整備予定であることを市が宣言している区域。一方「下水道事業計画区域」とは、このような公共下水道事業者（町）側に責務を課すことはなく、当町が設定している「事業計画」区域内（㊤旧東郷・羽合地区とも合併前に設定しているため、具体的区域を直ちに確認することは不明）であれば、既整備済地域（㊤既設管路が布設されていてでもその深さ、口径等により撤去・再整備工事が必要な場合がある。）であろうが、未整備区域であろうが全て町がその経費負担で代替施工してあげますよという宣言。従って、その区間が1km～2km離れているが、又補助金の交付があろうがなかろうが、町は対応を強いられる内容。

(2) 第4条第2号関係

- ・ この号は、開発区域内における特例取扱いの規定である。

東根市の場合「当該開発区域の周辺（前後）に既存集落が存在していて、同時に市が下水道整備を計画しているような場合に、口径増など事業者には過大な負担を負わせることとなるケースでは、その既存集落分は市が応分の負担をしましょう。」という規定。

これに対して、当町の規定は「町が策定する開発計画に基づき設置される施設周辺の下水道施設」は町が全てその経費を負担して代替施工しますよ。」と宣言した内容。

- その上更に当該条文の中には、次のような抽象的かつ曖昧な用語が盛り込まれており今後の町下水道に係る行政運営に大きな影響を及ぼす要因となっている。

- ①「町の策定する開発計画に基づき」……今回の事案は、町が宣言する生涯活躍のまち計画に呼応して民間開発事業者(13社)が計画図を作成し、実施するもの。このような場合でも「町が策定する開発計画」と云えるのか？
- ②「公共的または公益的な施設」……「公共的」とは青年団、婦人会、NPO法人等非営利であれば全て対象という広く解釈されている用語。また「公益的」とは社会一般には広く皆のために役立つという意味で理解されている会話的用语である。しかし、副町長答弁では、都計法第34条の解釈を引用してあたかも日用雑貨品店舗等も適用対象としているが、これも詭弁。確かに買い物困難地域や建物の建築が原則禁止されていていつ地域等一定の条件下では店舗等も「公益性」を帯びるケースもあるが、社会常識上から見れば、これらの施設は営利施設と見るのが当然。今回の審議では、これらの施設の対象範囲は、当事者の恣意的解釈に委ねられている。
- ③「周辺の」……この用語は、まさにゴムのように伸び縮みする日常会話的用语。その時々当事者の判断で都合良く、どのようにでも解釈できる曖昧な用語である。

このように山形県東根市では適切な分析整理の上極めて限定的なケースに限って特例的に市が代替施工する場合を規定しているが、一方、当町では①下水道整備が予定されている区域内では、既存公共枡から当該開発行為区域に至るまでの間は全て町が施工してあげますよ。更に、②開発区域内においても、町が策定した開発計画に基づき設置される非営利施設や店舗の周辺下水道施設については町が代替施工してあげますよ。という、誠に不明朗かつ曖昧な内容となっている。

- ウ 結局、本件の主題である「法の趣旨を無視してまでなぜ町が経費負担して代替施工するのか？」という質問に対しては、それは「町の開発計画に基づき設置される施設があるから」という理由だけしか残らないことになる。

(ただし、これについても本件開発計画は、町が自ら作成したものではなく、町のC C R C構想に呼応して開発事業者が計画したものであり、この場合でも、適用対象になるのかという疑義は残るが……)

今回の議案審議がこのような論理的整理がなされないまま並びに理解消化不良のままであっても、議会決定のルールに従って採決され可決に至った以上はやむを得ないことは理解しているが、それにしても当該可決に至るまでの執行部・議会の審議経過については、残念という思いが強く残るところである。

- (4)・しかし、このような曖昧かつ不明瞭な要綱の制定・公表によって、問題は本件予算審議のみに止まらず、今後の町下水道行政の運営に禍根を引きずることになった。

町長は「この要綱は本来行政運営上の内部基準として止めておいても良かったが、広く公平平等を図るため公表することにした。」と胸を張るが、しかし、この要綱の規定及び当該規定に係る執行部の解釈運用に関する答弁内容は、今後、民間開発事業者が類似案件を計画する場合に、当該事業者にとって所定の要件が揃えば「下水道整備の一部は町に設置してもらえる」という根拠になるからである。

- ・ 例えば、町（企画課）では、現在旧北溟中学校跡地の利用計画を検討中であるが、ここには「たじりこども園」の移転が予定され、また国道 179 号の延伸に伴う沿道店舗の進出が想定される。そしてこの計画がまとまった段階では今回の「生涯活躍のまちづくり計画」の上位計画に当たる「町総合計画」に位置付けられるのは当然である。

その場合に町は「どの施設の周辺（のどの範囲）の下水道施設を代替施工するのか？」今回の議論が再燃するのは必至である。また、旧東郷中学校跡地についても同様の可能性がある。

法令の世界で朝令暮改は避けなければならないが、ここは恥を忍んででも当該要綱の改正・廃止も視野に入れた、適用範囲の明確化についての再議論・検討が必要である。

- (5) なお、現在工事が進められている経費（H30：設計委託料：6,448千円、R1：工事請負費：35,000千円）は、下水道事業特別会計で予算化されているが、この事業に係る財源は本来、原因者である町一般会計からの繰入金で経理されなければならない。原因者である町（の開発計画）に対して公共下水道利用者のみが負担することは不合理であり、町民全体で負担し合うべきものである

### 3 泊地域小さな拠点づくり事業

#### ～町計画策定が不明。完全欠落～

- (1)・この事業は、急速に少子高齢化が進む泊地域の活性化を目指して、老朽化した町公共施設の更新をどう進めていくのかをテーマに検討が進められてきた。

その検討結果は、協議会提案書として平成 30 年 5 月 16 日町長に提出され、町報 6 月号に掲載されて広く町民に周知されたところである。その提案内容は次のとおり。

- ① 役場泊支所：機能は継続して建物は改修
- ② 中央公民館泊分館：機能は拠点へは移行せず、建物は建て替え
- ③ 漁村センター：機能を拠点へ移行、建物は将来解体
- ④ 青少年の家：機能は拠点へは移行せず、建物は将来解体

- ・ 当監査委員は、この提案書の内容は町財政への影響その他町行政の各分野における町政方針等を考慮しない単なる住民の意向、要望をまとめたものであり、いずれ当該意見書の内容は尊重しつつも、役場内で、町財政への影響が大きすぎる、現在検討中の公共施設再編・更新計画の中でこれらの施設だけを特別扱いするのは問題がないか？、役場泊支所に中央公民館泊分館と地域コミュニティ機能を集約できないか？、町が地域のコミュニティ施設機能を整備することは当町の公民館体制見直し時の考え方と整合が取れるか？、将来解体とされる漁村センター・青少年の家の解体までの利用はどうするのか？、「生涯活躍のまち計画」に掲げる泊地域総合相談センターの機能はどこに確保するか？、そして新拠点の運営主体及びその経営見通しは大丈夫か？、等々、様々な角度からの調整が行われた上で、町としての整備計画が作成・発表されるものと思っていた。

- (2)・ところが、今回の聞き取りで職員の認識には啞然とさせられた。

前記役場内でのこのような調整作業が全く行われておらず、のみならずこの協議会提案書がいつの間にか町としての整備計画にすり替えられている状態であったからである。

町計画策定に向けての内部検討の形跡は見当たらず、町計画策定を決定する内部伺文書も存在しない。役場職員の事務処理能力がここまで低下しているのかと暗然としたところである。

- (3)・執行部は、平成31年3月18日、議会全員協議会に「生涯活躍のまち泊地域拠点整備基本計画」を作成したとしてその概要版を提出しているが、その内容たるや新拠点に新築予定のコンビニ類似の店舗平面図だけである。そして、職員の頭の中にあるのは、お決まりの「基本計画作成→基本設計→実施設計→工事実施」の作業手順だけである。

これでは、小さな拠点づくり事業とは、泊地域の老朽化した公共施設を一括更新（新築、建て替え、撤去）する事業なのか？、と思わざるを得ない。

目的は、少子化・超高齢化が進行する泊地域において住民が生き生きと生活し、地域の活性化を図るためにはどうしたらいいのか。ということであり、各施設の新築・建替え・撤去はそのための手段に過ぎない。このことを改めて考えてみなければならない。

しかし、現状は個々の施設の新築・建替えばかりしか目に入っていない状態である。

### 第3 「生涯活躍のまち地域包括ケア計画」関係（ソフト）

#### ～町民の支え合い、協働化は全く進展なし～

- (1)・ この計画は、「生涯活躍のまち基本計画」（ハード）に魂を吹き込む重要な計画。その具体的取り組みは、次のとおりである。
- ① 地域包括ケア拠点の整備  
東郷・泊・羽合に福祉拠点を整備し、コーディネーターを配置して新たな総合支援体制を創出する。
  - ② 地域包括ケア推進の構築  
町民の自助・共助能力の向上を図り、公的サービスに頼りすぎない地域づくりを進める。
  - ③ 協働化の土壌づくり  
町民同士の支え合いから公的サービスに至るまで、それぞれの段階に沿った担い手を創出し、これらの人材・機関が協同して、地域全体で住民の生活を支える体制を創り出す。
- (2)・ しかし、これらの具体的取組みは、計画策定から3年経過した今でも全く進展していない。唯一「東郷地区福祉拠点」について「マンパワー不足でとても対応できない。これまでどおり役場内で関係課が連携しながら対応していく。」ことを確認し合っただけである。（＝そうだとすると松崎駅前総合相談センター「どれみ」の整備は何だったのか？公費のムダ遣いに終わっただけなのか？の疑問も湧くが。）これも1つの選択であると思われる。このことは、平成28年度決算審査時から相談対応の体制が不明との問題点を指摘していたところであるが、結局内容検討不足のまま施設整備のみを急いだ結果、このような事態につながったということではなかろうか。
- ・ 今回の聞取りにおいても、関係各課とも3年間スタートラインに立ったまま号砲待ちの姿勢に変化はない。平成28年度決算審査報告で指摘したように、この分野は関係課が多く、先ず計画全体の取りまとめ課を定め、その下に各具体施策の担当課を決めて「役場内の推進体制」を構築することが何よりも急がれるところである。



## 第4 まとめ

- 1) ・ 「生涯活躍のまちづくり」は、第三期宮脇町政の最大のスローガンである。美しい言葉ではあるが、その目標実現後の姿がなかなか見えてこない。町長はどのような姿を描いているのであろうか？

平成 28 年度報告書で「まるで桃源郷を目指すような目標を提言しているが、今後は「積極的に推進したい」というような抽象的な言葉だけでは進展しない。先ず役場内で一体推進体制を整備し、その上で計画全体の進捗状況とそれぞれの施策が抱える課題を常に点検しながら進めていくことが重要。」と指摘したところである。

また、併せて「これまでは予算書に記載された事業単位での個別説明に終始してきたが、このような幅広い分野にわたる総合的な計画については、常に全体計画の進展状況を検証整理し、前広に説明していくことが肝要」と指摘したところであるが、今回中間検証を実施した結果、最も強く感じられたことは、これらの指摘が全く活かされていないことである。

- 2) ・ 現状を見て最も大きな課題は、役場内の計画推進体制が未整備状態であること。

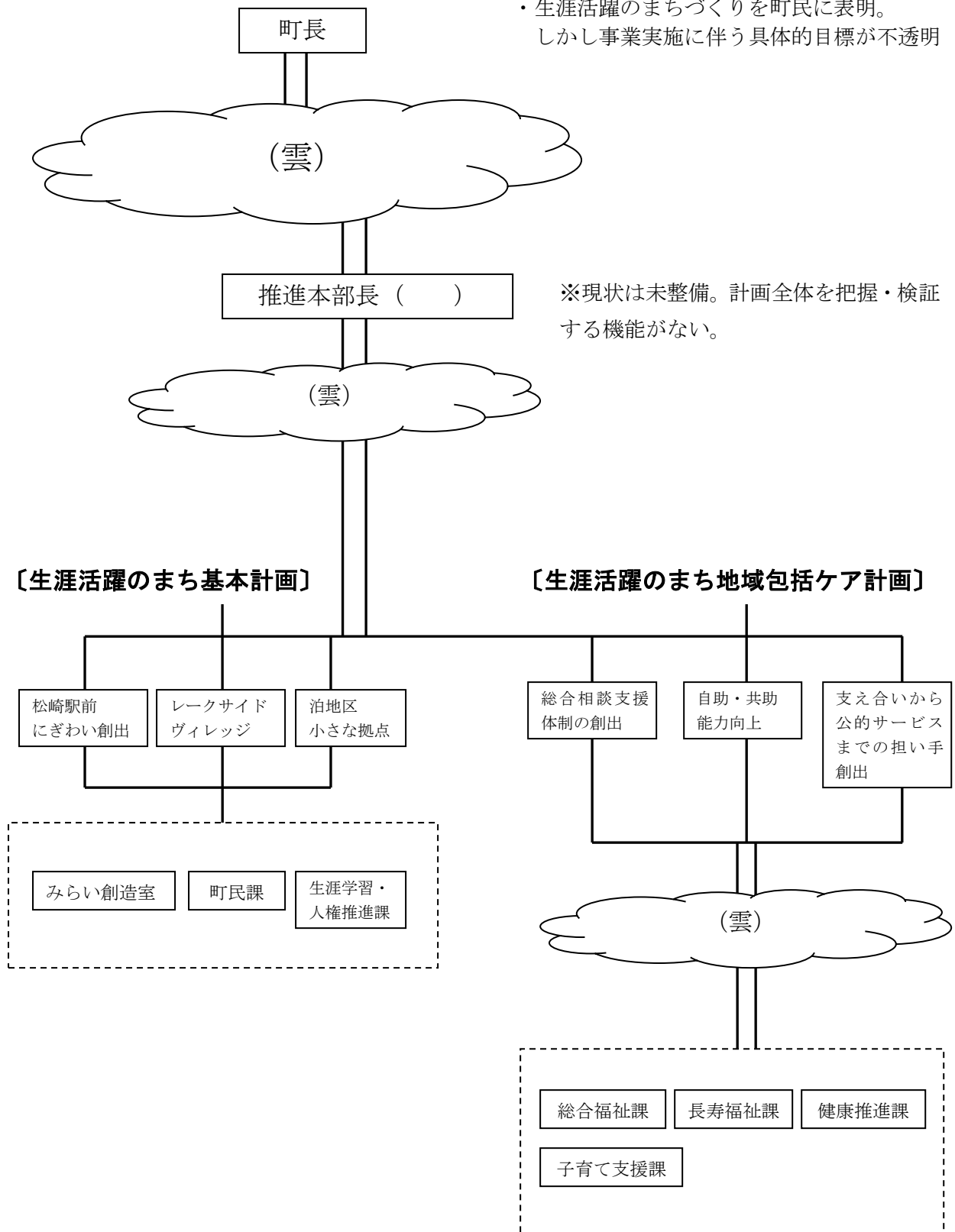
基本計画（ハード）においては個別事業単位の進捗状況をチェックする意識が少なく、包括ケア計画（ソフト）においても関係課としての認識はあるものの、自課が中心となって取りまとめるという意識がないため、施策の取組みに繋がって来ない。

ここは一度立ち止まって、例えば滞納整理本部のように、計画全体に掲げられた取組みの現状を点検し、役場全体で、共通認識を持って今後の施策に取り組む推進体制の構築が急がれるところである。

そして、町長は計画が完了した際に自らが描くまちの姿（具体的目標）を示し、本部長（特命副町長）は当該目標に向かって計画全体の取組みの進展状況を俯瞰的に管理していくことが重要である。

- ・ 現在の状況を模式図化すると、次のページのとおりである。

## 〔生涯活躍のまち計画〕の推進体制と現状



- 3) ・ 平成 28 年度決算報告書で「木を見て森を見ず」あるいは「仏像つくって魂入れず」の結果にならないようにと注告したところであるが、現状は、「木（事業）の進捗ばかりを見て森（計画）の大きさなどは無関心、ましてや山（目標）の姿は考えたこともない」、あるいは「仏壇づくり（手段・条件整備）に一所懸命で仏像（計画）も魂（目標実現）も不明」という状況である。
- ・ この現状では、町長が提唱する生涯活躍のまちづくり構想は、結局、10 億円以上の公費を投入して町内 3 地区に“ハコモノ”を整備する計画だったのか？という結果に終わらないか、大いに危惧するところである。

## 第4 おわりに

### 〈1つ上の目で見ると〉

今回の聞き取り、報告書作成の作業中に、ふと、若い頃先輩から言われた「1つ上の立場に立って物事を見る」という言葉を思い出した。

自分が担当する仕事が壁に当たった時、あるいは今回のような「生涯活躍のまち計画」という大きな仕事の一部を担当するようになった時に、職員は係長の、係長は課長補佐の、課長補佐は課長の、課長は副町長の、副町長は町長の、そして町長や議員は町民の目線で考えてみる。

そうすると物事の正確な問題点が見えてくるし、自分の成長にもつながるという助言であったと記憶している。

今回の聞き取りにおいて、職員は担当業務については良く理解できているが、計画全体の状況等1つ上の目線での話になれば無関心。というケースが多々見受けられた。あらためてこの言葉を大切にしたいと思ったところである。